

## 埼玉県多重債務対策協議会設置要綱

### (設置)

第1条 「貸金業の規制に関する法律」が改正され、また、政府の多重債務者対策本部による「多重債務問題改善プログラム」が決定したことに伴い、地方自治体に対しても多重債務者の救済と発生防止等の取組が求められている。

そこで、「埼玉県多重債務対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、関係機関の緊密な連携のもと、多重債務者に関する対策を推進する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 多重債務者対策に関すること
- (2) 関係機関の情報交換と連絡調整に関すること
- (3) その他必要な事項

### (構成)

第3条 協議会の構成は別表のとおりとする。

### (会議)

第4条 埼玉県県民生活部消費生活課（以下「消費生活課」という。）は、会議を招集し、主宰する。

2 会議は、必要に応じて、他の関係機関等を出席させることができる。

### (事務局)

第5条 協議会の事務局は、消費生活課に置く。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成16年1月21日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年5月8日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年5月28日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年8月21日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年10月12日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別表)

埼玉弁護士会

ヤミ金融被害対策埼玉弁護団

埼玉司法書士会

夜明けの会

財務省関東財務局

さいたま市

埼玉県警察本部

埼玉県

越谷市

所沢市

戸田市

熊谷市

桶川市

一般社団法人 埼玉県労働者福祉協議会

[オブザーバー]

日本貸金業協会埼玉県支部